



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年4月4日金曜日 第598号

◇ 目 次 ◇ 規 則

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則..... (建築住宅課) ... 284

告 示

落札者等の告示..... (広報広聴課) ... 290

救急病院の協力申出..... (医療対策課) ... 290

大規模小売店舗の変更の届出の概要等 (3件)..... (経営支援課) ... 290

県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧..... (農地整備課) ... 292

土地改良事業の工事の完了..... (") ... 292

道路の供用開始 (県道蔭淵下波線)..... (南予地方局管理課) ... 292

公 告

えひめこどもの城園内周遊自動運転電動カート整備業務..... (子育て支援課) ... 293

令和7年度えひめこどもの城酷暑対策業務..... (") ... 294

教育委員会告示

愛媛県指定無形民俗文化財の失効..... (文化財保護課) ... 295

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第26号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和7年4月4日

愛媛県知事 中村時広

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(建築士法施行細則の一部改正)

第1条 建築士法施行細則(昭和25年愛媛県規則第77号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
第1号様式(第4条、第5条関係)	二級 木造 建築士免許申請書 (表)	第1号様式(第4条、第5条関係)	二級 木造 建築士免許申請書 (表)
省略		省略	
省略		省略	
欠格事由	1 拘禁刑以上の刑に処せられたこと あるいはない がありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わ 年月日 り、又は執行を受けることがなくな った日 2~5 省略	欠格事由	1 禁錮 以上の刑に処せられたこと あるいはない がありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わ 年月日 り、又は執行を受けることがなくな った日 2~5 省略
省略		省略	
(裏) 省略		(裏) 省略	

注 省略

注 省略

(恩給給与細則の一部改正)

第2条 恩給給与細則(昭和28年愛媛県規則第59号)の一部を次のように改正する。

別紙第14号書式から別紙第23号書式までの規定中「㊦」を削る。

別紙第28号書式中「こえる懲役若しくは禁この刑」を「超える拘禁刑」に、「禁こ以上」を「拘禁刑以上」に改め、「㊦」を削る。

別紙第29号書式中「こえる懲役又は禁この刑」を「超える拘禁刑」に改め、「㊦」を削る。

別紙第32号書式から別紙第34号書式まで、別紙第38号書式、別紙第38号書式の3、別紙第38号書式の5、別紙第38号書式の6、別紙第40号書式、別紙第42号書式から別紙第45号書式まで、別紙第47号書式から別紙第49号書式まで、別紙第49号書式の4から別紙第50号書式まで、別紙第53号書式及び別紙第54号書式の規定中「㊦」を削る。

別紙第55号書式及び別紙第56号書式の規定中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、「㊦」を削る。

別紙第58号書式中「㊦」を削る。

(愛媛県恩給給与規則の一部改正)

第3条 愛媛県恩給給与規則(昭和32年愛媛県規則第34号)の一部を次のように改正する。

別表第19号書式の6中「こえる懲役又は禁錮の刑」を「超える拘禁刑」に改める。

別表第30号書式中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(災害救助法施行細則の一部改正)

第4条 災害救助法施行細則(昭和35年愛媛県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第8号(第8条、第9条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表) 省略</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>省略</p> <p>1~4 省略</p> <p>5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第32条の規定により、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処せられる。</p> </div>	<p>様式第8号(第8条、第9条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表) 省略</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>省略</p> <p>1~4 省略</p> <p>5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第32条の規定により、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる。</p> </div>

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第5条 児童福祉法施行細則(昭和35年愛媛県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																																																																																																							
<p>様式第23号の4(第23条の4関係) 養育里親(専門里親)・養子縁組里親・親族里親家庭調査票</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>省略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">申</td> <td colspan="5">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">請</td> <td style="width: 15%;">欠</td> <td style="width: 25%;">1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">無</td> <td style="width: 15%;">欠</td> <td style="width: 15%;">1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">者</td> <td style="width: 15%;">格</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">有</td> <td style="width: 15%;">格</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">に</td> <td style="width: 15%;">事</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">無</td> <td style="width: 15%;">事</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">事</td> <td style="width: 15%;">由</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">有</td> <td style="width: 15%;">由</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">項</td> <td style="width: 15%;">当</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">無</td> <td style="width: 15%;">当</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">の</td> <td style="width: 15%;">の</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">有</td> <td style="width: 15%;">の</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">事</td> <td style="width: 15%;">有</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">無</td> <td style="width: 15%;">有</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">項</td> <td style="width: 15%;">無</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">有</td> <td style="width: 15%;">無</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">の</td> <td style="width: 15%;">の</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">無</td> <td style="width: 15%;">の</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">事</td> <td style="width: 15%;">有</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">有</td> <td style="width: 15%;">有</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">項</td> <td style="width: 15%;">無</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">無</td> <td style="width: 15%;">無</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> </table> <p>注 省略</p> </div> <div data-bbox="798 1433 1476 2119" data-label="Table"> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">改 正 前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>様式第23号の4(第23条の4関係) 養育里親(専門里親)・養子縁組里親・親族里親家庭調査票</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>省略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">申</td> <td colspan="5">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">請</td> <td style="width: 15%;">欠</td> <td style="width: 25%;">1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">無</td> <td style="width: 15%;">欠</td> <td style="width: 15%;">1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">者</td> <td style="width: 15%;">格</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">有</td> <td style="width: 15%;">格</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">に</td> <td style="width: 15%;">事</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">無</td> <td style="width: 15%;">事</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">事</td> <td style="width: 15%;">由</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">有</td> <td style="width: 15%;">由</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">項</td> <td style="width: 15%;">当</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">無</td> <td style="width: 15%;">当</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">の</td> <td style="width: 15%;">の</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">有</td> <td style="width: 15%;">の</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">事</td> <td style="width: 15%;">有</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">有</td> <td style="width: 15%;">有</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">項</td> <td style="width: 15%;">無</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">無</td> <td style="width: 15%;">無</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">の</td> <td style="width: 15%;">の</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">有</td> <td style="width: 15%;">の</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">事</td> <td style="width: 15%;">有</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">有</td> <td style="width: 15%;">有</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">項</td> <td style="width: 15%;">無</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">無</td> <td style="width: 15%;">無</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> </table> <p>注 省略</p> </div></td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="1430 2154 1484 2184" data-label="Page-Footer"><p>285</p></div>	申	省略					請	欠	1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	無	欠	1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略	者	格	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	有	格	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略	に	事	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	無	事	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略	事	由	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	有	由	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略	項	当	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	無	当	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略	の	の	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	有	の	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略	事	有	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	無	有	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略	項	無	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	有	無	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略	の	の	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	無	の	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略	事	有	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	有	有	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略	項	無	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	無	無	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略	改 正 前	<p>様式第23号の4(第23条の4関係) 養育里親(専門里親)・養子縁組里親・親族里親家庭調査票</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>省略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">申</td> <td colspan="5">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">請</td> <td style="width: 15%;">欠</td> <td style="width: 25%;">1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">無</td> <td style="width: 15%;">欠</td> <td style="width: 15%;">1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">者</td> <td style="width: 15%;">格</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">有</td> <td style="width: 15%;">格</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">に</td> <td style="width: 15%;">事</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">無</td> <td style="width: 15%;">事</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">事</td> <td style="width: 15%;">由</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">有</td> <td style="width: 15%;">由</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">項</td> <td style="width: 15%;">当</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">無</td> <td style="width: 15%;">当</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">の</td> <td style="width: 15%;">の</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">有</td> <td style="width: 15%;">の</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">事</td> <td style="width: 15%;">有</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">有</td> <td style="width: 15%;">有</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">項</td> <td style="width: 15%;">無</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">無</td> <td style="width: 15%;">無</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">の</td> <td style="width: 15%;">の</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">有</td> <td style="width: 15%;">の</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">事</td> <td style="width: 15%;">有</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">有</td> <td style="width: 15%;">有</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">項</td> <td style="width: 15%;">無</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">無</td> <td style="width: 15%;">無</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> </table> <p>注 省略</p> </div>	申	省略					請	欠	1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	無	欠	1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略	者	格	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	有	格	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略	に	事	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	無	事	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略	事	由	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	有	由	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略	項	当	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	無	当	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略	の	の	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	有	の	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略	事	有	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	有	有	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略	項	無	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	無	無	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略	の	の	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	有	の	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略	事	有	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	有	有	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略	項	無	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	無	無	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略
申	省略																																																																																																																																																																							
請	欠	1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	無	欠	1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略																																																																																																																																																																		
者	格	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	有	格	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略																																																																																																																																																																		
に	事	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	無	事	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略																																																																																																																																																																		
事	由	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	有	由	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略																																																																																																																																																																		
項	当	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	無	当	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略																																																																																																																																																																		
の	の	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	有	の	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略																																																																																																																																																																		
事	有	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	無	有	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略																																																																																																																																																																		
項	無	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	有	無	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略																																																																																																																																																																		
の	の	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	無	の	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略																																																																																																																																																																		
事	有	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	有	有	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略																																																																																																																																																																		
項	無	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	無	無	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略																																																																																																																																																																		
改 正 前																																																																																																																																																																								
<p>様式第23号の4(第23条の4関係) 養育里親(専門里親)・養子縁組里親・親族里親家庭調査票</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>省略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">申</td> <td colspan="5">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">請</td> <td style="width: 15%;">欠</td> <td style="width: 25%;">1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">無</td> <td style="width: 15%;">欠</td> <td style="width: 15%;">1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">者</td> <td style="width: 15%;">格</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">有</td> <td style="width: 15%;">格</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">に</td> <td style="width: 15%;">事</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">無</td> <td style="width: 15%;">事</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">事</td> <td style="width: 15%;">由</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">有</td> <td style="width: 15%;">由</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">項</td> <td style="width: 15%;">当</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">無</td> <td style="width: 15%;">当</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">の</td> <td style="width: 15%;">の</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">有</td> <td style="width: 15%;">の</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">事</td> <td style="width: 15%;">有</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">有</td> <td style="width: 15%;">有</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">項</td> <td style="width: 15%;">無</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">無</td> <td style="width: 15%;">無</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">の</td> <td style="width: 15%;">の</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">有</td> <td style="width: 15%;">の</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">事</td> <td style="width: 15%;">有</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">有</td> <td style="width: 15%;">有</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">項</td> <td style="width: 15%;">無</td> <td style="width: 25%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">無</td> <td style="width: 15%;">無</td> <td style="width: 15%;">の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> </table> <p>注 省略</p> </div>	申	省略					請	欠	1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	無	欠	1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略	者	格	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	有	格	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略	に	事	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	無	事	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略	事	由	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	有	由	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略	項	当	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	無	当	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略	の	の	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	有	の	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略	事	有	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	有	有	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略	項	無	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	無	無	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略	の	の	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	有	の	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略	事	有	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	有	有	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略	項	無	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	無	無	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略																																																																																					
申	省略																																																																																																																																																																							
請	欠	1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	無	欠	1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略																																																																																																																																																																		
者	格	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	有	格	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略																																																																																																																																																																		
に	事	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	無	事	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略																																																																																																																																																																		
事	由	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	有	由	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略																																																																																																																																																																		
項	当	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	無	当	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略																																																																																																																																																																		
の	の	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	有	の	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略																																																																																																																																																																		
事	有	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	有	有	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略																																																																																																																																																																		
項	無	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	無	無	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略																																																																																																																																																																		
の	の	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	有	の	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略																																																																																																																																																																		
事	有	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	有	有	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略																																																																																																																																																																		
項	無	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	無	無	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	省略																																																																																																																																																																		

(愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和42年愛媛県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) 省略</p>	<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>懲役、禁錮</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) 省略</p>

(愛媛県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第7条 愛媛県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年愛媛県規則第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>様式第1号(第3条関係) 加入等申込書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: right;">省略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏名</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>確認欄</td> <td>愛媛県心身障害者扶養共済制度の重要事項の内容を確認し、当該重要事項を記載した書類を受領しました。 また、この制度が加入目的に合致していることも、確認しています。</td> </tr> </table> <p>省略 添付書類 省略 注1・2 省略 <u>3 確認欄の内容を確認した場合、の中にし点を入れてください。</u></p> <p>様式第11号(第5条、第6条、第13条関係) 愛媛県心身障害者扶養共済制度年金証書 (表面) 省略 (裏面) 1~4 省略 5 年金受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間は年金の支給をしません。 (1) 省略 (2) <u>拘禁刑</u>に処せられ、刑の執行を受けているとき。 (3) 省略 6~10 省略</p> <p>様式第13号(第6条関係) 愛媛県心身障害者扶養共済制度加入証</p>		省略	氏名	—	確認欄	愛媛県心身障害者扶養共済制度の重要事項の内容を確認し、当該重要事項を記載した書類を受領しました。 また、この制度が加入目的に合致していることも、確認しています。	<p>様式第1号(第3条関係) 加入等申込書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: right;">省略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏名</td> <td style="text-align: right;">Ⓜ</td> </tr> <tr> <td>確認印</td> <td>愛媛県心身障害者扶養共済制度の重要事項の内容を確認し、当該重要事項を記載した書類を受領しました。 また、この制度が加入目的に合致していることも、確認しています。</td> </tr> </table> <p>省略 添付書類 省略 注1・2 省略 <u>3 記名押印に代えて署名することができる。</u></p> <p>様式第11号(第5条、第6条、第13条関係) 愛媛県心身障害者扶養共済制度年金証書 (表面) 省略 (裏面) 1~4 省略 5 年金受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間は年金の支給をしません。 (1) 省略 (2) <u>懲役又は禁錮の刑</u>に処せられ、刑の執行を受けているとき。 (3) 省略 6~10 省略</p> <p>様式第13号(第6条関係) 愛媛県心身障害者扶養共済制度加入証</p>		省略	氏名	Ⓜ	確認印	愛媛県心身障害者扶養共済制度の重要事項の内容を確認し、当該重要事項を記載した書類を受領しました。 また、この制度が加入目的に合致していることも、確認しています。
	省略												
氏名	—												
確認欄	愛媛県心身障害者扶養共済制度の重要事項の内容を確認し、当該重要事項を記載した書類を受領しました。 また、この制度が加入目的に合致していることも、確認しています。												
	省略												
氏名	Ⓜ												
確認印	愛媛県心身障害者扶養共済制度の重要事項の内容を確認し、当該重要事項を記載した書類を受領しました。 また、この制度が加入目的に合致していることも、確認しています。												

書・口数追加証書・年金証書再交付申請書

省略
省略
{ 加入者又は年金受給権者 } 氏 名 { 若しくは年金管理者 }
省略
省略

注 省略

様式第19号(第9条関係) 加入者等脱退・口数減少申出書

省略
省略
氏 名
省略

添付書類 省略

注 省略

様式第20号(第10条関係) 住所・氏名変更届書

省略
省略
氏 名
省略
省略

様式第21号(第10条関係) 死亡・重度障害届書

省略
省略
氏 名
省略

様式第22号(第10条関係) 年金管理者指定届書

省略
省略
氏 名
省略

様式第23号(第10条関係) 年金管理者変更届書

省略
省略
氏 名
省略
省略

省略

様式第24号(第10条関係) 年金支給停止理由発生・消滅届書

省略

書・口数追加証書・年金証書再交付申請書

省略
省略
{ 加入者又は年金受給権者 } 氏 名 { 若しくは年金管理者 }
省略
省略

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

様式第19号(第9条関係) 加入者等脱退・口数減少申出書

省略
省略
氏 名
省略

添付書類 省略

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

様式第20号(第10条関係) 住所・氏名変更届書

省略
省略
氏 名
省略
省略

注 記名押印に代えて署名することができる。

様式第21号(第10条関係) 死亡・重度障害届書

省略
省略
氏 名
省略

注 記名押印に代えて署名することができる。

様式第22号(第10条関係) 年金管理者指定届書

省略
省略
氏 名
省略

注 加入申込者若しくは加入者又は年金受給権者は、記名押印に代えて署名することができる。

様式第23号(第10条関係) 年金管理者変更届書

省略
省略
氏 名
省略
省略

省略

注 加入者又は年金受給権者は、記名押印に代えて署名することができる。

様式第24号(第10条関係) 年金支給停止理由発生・消滅届書

省略

省略	
氏 名 _____	
省略	
省略	
支給停止理由発生の内容	1 省略 2 年金受給権者が拘禁刑 _____ に処せられ、刑の執行を受けている。 3 省略
支給停止理由消滅の内容	1 省略 2 年金受給権者が拘禁刑 _____ の執行を解かれた。 3 省略

省略	
氏 名 _____ ㊞	
省略	
省略	
支給停止理由発生の内容	1 省略 2 年金受給権者が懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の執行を受けている。 3 省略
支給停止理由消滅の内容	1 省略 2 年金受給権者が懲役又は禁錮の刑の執行を解かれた。 3 省略

注 記名押印に代えて署名することができる。

様式第25号（第10条関係） 年金受給権者現況届書

様式第25号（第10条関係） 年金受給権者現況届書

省略	
氏 名 _____	
省略	
省略	

省略	
氏 名 _____ ㊞	
省略	
省略	

注1・2 省略

注1・2 省略

3 記名押印に代えて署名することができる。

（愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則の一部改正）

第8条 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>様式第2号の3（第7条、第20条、様式第2号、様式第3号、様式第5号、様式第12号関係） 誓約書</p> <p>（表） 省略</p> <p>（裏）</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> </table>	省略	イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	省略	<p>様式第2号の3（第7条、第20条、様式第2号、様式第3号、様式第5号、様式第12号関係） 誓約書</p> <p>（表） 省略</p> <p>（裏）</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>イ 禁錮 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> </table>	省略	イ 禁錮 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	省略
省略							
イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者							
省略							
省略							
イ 禁錮 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者							
省略							

（児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部改正）

第9条 児童虐待の防止等に関する法律施行細則（平成13年愛媛県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>様式第3号（第3条関係） 接近禁止命令書</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>注意</td> </tr> <tr> <td>1 本命令に違反した場合、児童虐待の防止等に関する法律第17条の規定により、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処せられることがある。</td> </tr> </table>	省略	注意	1 本命令に違反した場合、児童虐待の防止等に関する法律第17条の規定により、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処せられることがある。	<p>様式第3号（第3条関係） 接近禁止命令書</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>注意</td> </tr> <tr> <td>1 本命令に違反した場合、児童虐待の防止等に関する法律第17条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがある。</td> </tr> </table>	省略	注意	1 本命令に違反した場合、児童虐待の防止等に関する法律第17条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがある。
省略							
注意							
1 本命令に違反した場合、児童虐待の防止等に関する法律第17条の規定により、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処せられることがある。							
省略							
注意							
1 本命令に違反した場合、児童虐待の防止等に関する法律第17条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがある。							

2 省略

2 省略

(愛媛県統計調査条例施行規則の一部改正)

第10条 愛媛県統計調査条例施行規則(平成21年愛媛県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第1号(第5条関係) 統計調査員証</p> <p>(表) 省略</p> <p>(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>省略</p> </div> <p>注 省略</p>	<p>様式第1号(第5条関係) 統計調査員証</p> <p>(表) 省略</p> <p>(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>省略</p> </div> <p>注 省略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に提出されている改正前のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類とみなす。

(愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

3 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの規則の施行前にした行為に係る罪により処せられる懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。)に拘置されている者は、第6条の規定による改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第7条の第2号の規定の適用については、拘禁刑の執行のために刑事施設に拘置されている者とみなす。

(愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則の一部改正)

4 愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則(令和3年愛媛県規則第34号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印(これらに類するものを含む。)については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。</p> <p>(1)~(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 省略</p> <p>(19) 省略</p> <p>(20) 省略</p> <p>(21) 省略</p> <p>(22) 省略</p> <p>(23) 省略</p> <p>(24) 省略</p> <p>(25) 省略</p>	<p>申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印(これらに類するものを含む。)については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。</p> <p>(1)~(16) 省略</p> <p>(17) <u>恩給給与細則(昭和28年愛媛県規則第59号)別紙第1号書式から別紙第23号書式まで、別紙第26号書式から別紙第30号書式まで、別紙第32号書式から別紙第50号書式まで及び別紙第53号書式から別紙第58号書式まで</u></p> <p>(18) 省略</p> <p>(19) 省略</p> <p>(20) 省略</p> <p>(21) 省略</p> <p>(22) 省略</p> <p>(23) 省略</p> <p>(24) 省略</p> <p>(25) 省略</p> <p>(26) 省略</p>

(26) 省略
 (27) 省略
 (28) 省略
 (29) 省略
 (30) 省略
 (31) 省略
 (32) 省略
 (33) 省略
 (34) 省略
 (35) 省略
 (36) 省略

(27) 省略
 (28) 省略
 (29) 省略
 (30) 省略
 (31) 省略
 (32) 省略
 (33) 省略
 (34) 省略
 (36) 省略
 (36) 省略
 (37) 省略

(38) 愛媛県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年愛媛県規則第38号）様式第1号、様式第13号及び様式第19号から様式第25号まで

(37) 省略
 (38) 省略
 (39) 省略
 (40) 省略
 (41) 省略
 (42) 省略
 (43) 省略
 (44) 省略
 (45) 省略
 (46) 省略
 (47) 省略
 (48) 省略
 (49) 省略
 (50) 省略
 (51) 省略
 (52) 省略

(39) 省略
 (40) 省略
 (41) 省略
 (42) 省略
 (43) 省略
 (44) 省略
 (45) 省略
 (46) 省略
 (47) 省略
 (48) 省略
 (49) 省略
 (50) 省略
 (51) 省略
 (52) 省略
 (53) 省略
 (54) 省略

告 示

○愛媛県告示第272号

次のとおり落札者を決定した。

令和7年4月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
広報紙の印刷及び新聞折り込み業務 一式	愛媛県企画振興部 政策企画局広報広聴課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和7年3月27日	株式会社愛媛新聞社 愛媛県松山市大手町一丁目12番地1	10,45円 (一部当たり)	一般競争入札	令和7年2月14日

○愛媛県告示第273号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和7年4月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
社会医療法人石川記念会HITO病院	四国中央市上分町788番地1	社会医療法人石川記念会	令和10年3月31日まで

○愛媛県告示第274号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において

準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和7年4月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
スーパードラッグコスモス古川店	西条市古川字江内甲126番1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビル5館4階	株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	令和5年1月31日	令和7年3月21日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第275号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和7年4月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
スーパードラッグコスモス愛媛大洲店	大洲市東若宮18-1 外2 筆	大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビル5館4階	株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	令和5年1月31日	令和7年3月21日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第276号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において

準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

令和7年4月4日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出の日 年月日
スーパードラッグコスモス宇和店	西予市宇和町上松葉179番1外	大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビル5館4階	株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	令和5年1月31日	令和7年3月21日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第277号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、愛媛県伊予市、東温市、松前町、砥部町地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和7年4月4日

愛媛県知事 中村時広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・佐古西地区）
変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和7年4月7日から5月7日まで

3 縦覧場所

伊予市役所本庁、東温市役所本庁、松前町役場、砥部町役場本庁

○愛媛県告示第278号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和7年4月4日

愛媛県知事 中村時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ほ場整備事業	新宮地区（西条市）	令和7年1月6日

○愛媛県告示第279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年4月4日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	蔦淵下波線	宇和島市遊子368番4から 同市遊子385番3まで	令和7年4月4日
		宇和島市遊子209番7から 同市遊子211番2まで	〃

公 告

○ 公 告

次のとおり企画提案書の提出を招請する。

令和7年4月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 業務概要

(1) 業務名

えひめこどもの城園内周遊自動運転電動カート整備業務

(2) 業務内容

えひめこどもの城園内周遊自動運転電動カート整備業務委託公募型プロポーザル手続等に関する説明書（以下「説明書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

2 参加資格及び評価項目

(1) 企画提案書の提出者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

イ 参加表明書の受領の期限の日から企画提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て又は会社法（平成17年法律第86号）の規定による特別清算開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

エ 企画提案書の受領の期限の前6か月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは当該暴力団員が役員となっている法人その他の団体又はこれらの者の利益となる活動を行う者でないこと（アに該当する者を除く。）。

(2) 企画提案書を特定するための評価項目

ア 実施体制等

本業務の実施に必要な体制、1で示した業務と同種若しくは類似の業務の受注又は運営若しくは参画の実績、確実かつ効果的なスケジュール

イ 導入カート

効率的な運営が可能な仕組みシステムやカートの台数、安全及び利便性に配慮した装備

ウ 走行ルート等

利便性及び安全性に配慮したルート、安全な歩道や設備の配

置、運行に必要な設備

エ 整備後の運営に係る配慮

効率的な運行・ランニングコスト

オ 追加提案

追加提案の実現性及び有効性

カ 見積金額

計上費用の妥当性

3 手続等

(1) 担当部局

愛媛県保健福祉部生きがい推進局

子育て支援課子ども政策グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2448

(2) 説明書の交付の期間、場所及び方法

ア 期間

令和7年4月4日（金）から4月18日（金）までの執務時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

無料にて交付する。

(3) 参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和7年4月18日（金）午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

(4) 企画提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和7年5月16日（金）午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

愛媛県保健福祉部生きがい推進局

子育て支援課子ども政策グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2448

- (4) その他
詳細は、説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:
Self driving electric powered golf carts at the Ehime Children's Playground, 1 system
- (2) Time limit to express interests: 5:15 p.m., 18 April 2025
Time limit for the submission of proposals: 5:15 p.m., 16 May 2025
- (3) For further inquiries relating to the proposal, please contact: Child Policy Group, Child Care Support Division, Lifelong Support Promotion Subdepartment, Health and Welfare Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
Tel 089-912-2448



○公告

次のとおり企画提案書の提出を招請する。

令和7年4月4日

愛媛県知事 中村 時 広

1 業務概要

- (1) 業務名
令和7年度えひめこどもの城酷暑対策業務
- (2) 業務内容
令和7年度えひめこどもの城酷暑対策業務委託公募型プロポーザル手続等に関する説明書（以下「説明書」という。）による。
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和8年3月31日まで

2 参加資格及び評価項目

- (1) 企画提案書の提出者に必要な資格
知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの。
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
イ 参加表明書の受領の期限の日から企画提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て又は会社法（平成17年法律第86号）の規定による特別清算開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
エ 企画提案書の受領の期限の前6か月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは当

該暴力団員が役員となっている法人その他の団体又はこれらの者の利益となる活動を行う者でないこと（アに該当する者を除く。）。

(2) 企画提案書を特定するための評価項目

- ア 実施体制等
本業務の実施に必要な体制、1で示した業務と同種若しくは類似の業務の受注又は運営若しくは参画の実績、確実かつ効果的なスケジュール
- イ くわがたのステージ観客席への屋根の新設
十分な規模やデザイン、機能性、安全性、運営への配慮
- ウ ミスト扇風機の配備
配備場所・台数、性能・デザイン、管理・運営への配慮
- エ 追加提案
追加提案の実現性及び有効性
- オ 見積金額
計上費用の妥当性

3 手続等

- (1) 担当部局
愛媛県保健福祉部生きがい推進局
子育て支援課こども政策グループ
〒790-8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)912-2448
- (2) 説明書の交付の期間、場所及び方法
ア 期間
令和7年4月4日（金）から4月18日（金）までの執務時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）
イ 場所
(1)に掲げる場所
ウ 方法
無料にて交付する。
- (3) 参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法
ア 期限
令和7年4月18日（金）午後5時15分
イ 場所
(1)に掲げる場所
ウ 方法
持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。
- (4) 企画提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法
ア 期限
令和7年5月16日（金）午後5時15分
イ 場所
(1)に掲げる場所
ウ 方法
持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨

- 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口
愛媛県保健福祉部生きがい推進局
子育て支援課子ども政策グループ
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)912 2448
- (4) その他
詳細は、説明書による。
- 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:
Measures against extreme heat at the Ehime Children's Playground, 1 system
- (2) Time limit to express interests: 5:15 p.m., 18 April 2025
Time limit for the submission of proposals: 5:15 p.m., 16 May 2025
- (3) For further inquiries relating to the proposal, please contact: Child Policy Group, Child Care Support Division, Lifelong Support Promotion Subdepartment, Health and Welfare Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2448

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第2号

愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号）第33条第2項の規定に基づき、次のとおり愛媛県指定無形民俗文化財の指定は、効力を失った。

令和7年4月4日

愛媛県教育委員会
教育長 高岡哲也

指定の効力を失った無形民俗文化財

名 称	所 在 地	保 護 団 体	参 考
吉田秋祭の神幸行事	宇和島市吉田町	吉田秋祭保存団体協議会	平成30年2月20日指定